

13 平成 21 年度における市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	—	1,798	2	1,800	—
構 成 比	—	100.0%	—	100.0%	—

(注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(平成 21 年 4 月 1 日現在)による。

(注) 2 東京都特別区は、特別区ごとに 1 団体として計上している。

(注) 3 平成 21 年 4 月 1 日現在の所得割超過税率採用団体
夕張市 6.5% (平成 19 年度から) 豊岡市 6.1% (平成 21 年度から)

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000 円)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	—	1,797	3	1,800	—
構 成 比	—	100.0%	—	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注) 1、2 に同じ。

(注) 2 平成 21 年 4 月 1 日現在の均等割超過税率採用団体

夕張市 3,500 円 (平成 19 年度から) 横浜市 3,900 円 (平成 21 年度から) 宮崎市 3,500 円 (平成 21 年度から)

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (12.3%)	超 過 税 率					合 計	ほか不均一 課税団体
		12.6% ~13.1%	13.2% ~13.9%	14.0% ~14.6%	14.7%	小計		
人口 50 万以上の市	2	—	—	—	4	4	6	21
人口 5 万 以上 50 万未満の市	97	1	8	9	215	233	330	181
人口 5 万未満の市	73	5	6	7	134	152	225	20
町 村	581	15	24	28	314	381	962	32
合 計	753	21	38	44	667	770	1,523	254
構 成 比	50.5%	1.4%	2.7%	2.8%	42.7%	49.5%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第 312 条第 1 項第 1 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			50,100 円~ 54,900 円	55,000 円~ 57,900 円	58,000 円~ 59,900 円	60,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	4	5	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	377	—	1	—	121	122	499	12
人口 5 万未満の市	—	177	—	1	—	67	68	245	—
町 村	—	802	—	2	1	189	192	994	—
合 計	—	1,377	1	4	1	381	387	1,764	13
構 成 比	—	78.1%	0.1%	0.2%	0.1%	21.6%	21.9%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (120,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			120,100円～ 131,900円	132,000円～ 138,900円	139,000円～ 143,900円	144,000円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	4	5	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	370	—	2	—	127	129	499	12
人口 5 万未満の市	—	177	—	1	—	67	68	245	—
町 村	—	802	—	2	1	189	192	994	—
合 計	—	1,370	1	5	1	387	394	1,764	13
構 成 比	—	77.7%	0.1%	0.3%	0.1%	21.9%	22.3%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (130,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			130,100円～ 142,900円	143,000円～ 149,900円	150,000円～ 155,900円	156,000円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	5	6	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	370	—	1	—	128	129	499	12
人口 5 万未満の市	—	177	—	1	—	67	68	245	—
町 村	—	802	—	2	1	189	192	994	—
合 計	—	1,369	1	4	1	389	395	1,764	13
構 成 比	—	77.6%	0.1%	0.2%	0.1%	22.1%	22.4%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (150,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			150,100円～ 164,900円	165,000円～ 173,900円	174,000円～ 179,900円	180,000円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	5	6	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	369	—	1	—	129	130	499	12
人口 5 万未満の市	—	177	—	1	—	67	68	245	—
町 村	—	802	—	2	1	189	192	994	—
合 計	—	1,368	1	4	1	390	396	1,764	13
構 成 比	—	77.6%	0.1%	0.2%	0.1%	22.1%	22.4%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (160,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			160,100円～ 175,900円	176,000円～ 184,900円	185,000円～ 191,900円	192,000円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	5	6	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	367	—	1	—	131	132	499	12
人口 5 万未満の市	—	177	—	1	—	67	68	245	—
町 村	—	802	—	2	1	189	192	994	—
合 計	—	1,366	1	4	1	392	398	1,764	13
構 成 比	—	77.4%	0.1%	0.2%	0.1%	22.2%	22.6%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (400,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	5	6	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	367	—	1	—	131	132	499	12
人口 5 万未満の市	—	177	—	1	—	67	68	245	—
町 村	—	802	—	2	1	189	192	994	—
合 計	—	1,366	1	4	1	392	398	1,764	13
構 成 比	—	77.4%	0.1%	0.2%	0.1%	22.2%	22.6%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (410,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	5	6	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	367	—	1	—	131	132	499	12
人口 5 万未満の市	—	177	—	1	—	67	68	245	—
町 村	—	802	—	2	1	189	192	994	—
合 計	—	1,366	1	4	1	392	398	1,764	13
構 成 比	—	77.4%	0.1%	0.2%	0.1%	22.2%	22.6%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (1,750,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	5	6	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	367	—	1	—	131	132	499	12
人口 5 万未満の市	—	177	—	1	—	67	68	245	—
町 村	—	802	—	2	1	189	192	994	—
合 計	—	1,366	1	4	1	392	398	1,764	13
構 成 比	—	77.4%	0.1%	0.2%	0.1%	22.2%	22.6%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	5	6	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	367	—	1	—	131	132	499	12
人口 5 万未満の市	—	177	—	1	—	67	68	245	—
町 村	—	802	—	2	1	189	192	994	—
合 計	—	1,366	1	4	1	392	398	1,764	13
構 成 比	—	77.4%	0.1%	0.2%	0.1%	22.2%	22.6%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区 分 団体区分	標準税率未満			標準税率			超過課税			計		不均一 課税団体
	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	市町村数	比率	
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	29	100.0	—	—	—	29	100.0	13
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	468	91.9	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	41	8.1	509	100.0	129
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	—	—			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	41	8.1			
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	196	79.7	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	47	19.1	246	100.0	62
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	50	20.3			
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	921	92.7	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	55	5.5	994	100.0	94
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	18	1.8			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	73	7.3			
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,614	90.8	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	143	8.0	1,778	100.0	298
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	21	1.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	164	9.2			

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。